

変更前(2022 年 8 月 1 日版)	変更後(2022 年 9 月 9 日版)
<p>第 17 条 加入者の義務違反による停止等</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、加入者に勧告のうえ本サービスの提供を停止又は加入契約を取り消し出来るものとし ます。</p> <p>(11)加入者がまちのわ ID 月額料を滞納したとき。</p> <p>第 31 条 まちのわ</p> <p>1. 当社は、iOS 搭載端末 (iOS 搭載スマートフォン及びタブレット端末等) や Android OS 搭載端末 (Android OS 搭載スマートフォン及びタブレット端末等) 等 (以下「スマートフォン等」といいます) のスマートフォン等において動作するアプリケーションであるまちのわ (以下「まちのわ」といいます) を提供するものとします。なお、スマートフォン等の種別、まちのわのバージョン等によっては、利用出来る機能に制限がある場合があるものと します。また、スマートフォン等の種別等によりま ちのわをインストール出来ない場合があるものと します。</p> <p>2. まちのわの機能等には、まちのわに事前にロ グインしておく必要があるもの (以下「ログイン必須 機能」といいます) があり、当該ログイン必須機能 の制御は当社が当社の判断により実施するものと します。</p> <p>3. ログイン必須機能の利用に必要なログイン ID とパスワード (以下「まちのわ ID 等」といいます) は、加入契約 1 につき 3 つまで (以下「標準提供 ID 上限数」といいます) を加入者に提供するものと します。但し、第 6 条 月額基本料の減額及び免除第 1 項 2 号の免除の対象者及び本サービスを休止し</p>	<p>第 17 条 加入者の義務違反による停止等</p> <p>1. 当社は、次に掲げる事由に該当すると当社が判断した場合、加入者に勧告のうえ本サービスの提供を停止又は加入契約を取り消し出来るものとし ます。</p> <p>(11)加入者が<u>ゆめのわ</u>ネーム月額料を滞納したと き。</p> <p>第 31 条 <u>ゆめのわ</u></p> <p>1. 当社は、iOS 搭載端末 (iOS 搭載スマートフォン及びタブレット端末等) や Android OS 搭載端末 (Android OS 搭載スマートフォン及びタブレット端末等) 等 (以下「スマートフォン等」といいます) のスマートフォン等において動作するアプリケーションである<u>ゆめのわ</u> (以下「<u>ゆめのわ</u>」といいま す) を提供するものとします。なお、スマートフォ ン等の種別、<u>ゆめのわ</u>のバージョン等によっては、 利用出来る機能に制限がある場合があるものと します。また、スマートフォン等の種別等により<u>ゆ めのわ</u>をインストール出来ない場合があるものと します。</p> <p>2. <u>ゆめのわ</u>の機能等には、<u>ゆめのわ</u>に事前にロ グインしておく必要があるもの (以下「ログイン必須 機能」といいます) があり、当該ログイン必須機能 の制御は当社が当社の判断により実施するものと します。</p> <p>3. ログイン必須機能の利用に必要な<u>ゆめのわ</u>ネー ムとパスワード (以下「<u>ゆめのわ</u>ネーム等」とい います) は、加入契約 1 につき 3 つまで (以下「標準 提供<u>ゆめのわ</u>ネーム上限数」といいます) を加入者 に提供するものとします。但し、第 6 条 月額基本 料の減額及び免除第 1 項 2 号の免除の対象者及び</p>

ている場合及び第17条 加入者の義務違反による停止等の規定に該当し、本サービスの停止等を受けている場合等は除くものとします。

4. 加入者が標準提供 ID 上限数を超えてまちなわ ID 等の提供を希望する場合、加入者が申込する必要があるものとします。また、加入者は、別途定めるまちなわ ID 月額料を当社に支払うものとします。

5. 本サービスの業務区域外に居住等する者又は業務区域内であっても何らかの理由により当社が本サービスの提供が出来ない施設等に居住等する場合等で標準提供 ID 上限数のまちなわ ID 等が当社から提供されない者（以下「本サービス非提供者」といいます）が希望する場合、本サービス非提供者が申込し、当社が承諾する必要があるものとします。但し、契約非成立条件に該当する場合、承諾しないことがあるものとします。また、当該承諾がなされた場合（以下「まちなわのみ契約」といいます）において、本サービス非提供者は別途定めるまちなわ ID 月額料を当社に支払うことにより、当社からまちなわ ID 等の提供を受けることが出来るものとします。なお、同じ住所及び世帯等（以下「まちなわのみ契約世帯」といいます）で、まちなわのみ契約を複数契約することが出来るものとします。

6. 本サービスを休止した場合及び第17条 加入者の義務違反による停止等の規定に該当し、本サービスの停止等を受けた場合、当社は、まちなわ ID 等の提供を停止又はまちなわ ID 等の削除を出来るものとします。なお、まちなわ ID 等の提供を停止する場合、システムの都合上、1の加入契約又は1のまちなわのみ契約世帯に紐づいているまちなわ ID 等が全て停止するものとします。

7. 本サービス非提供者のうち、物件所有者又は物件の管理者等（以下「物件管理者等」といいます）

本サービスを休止している場合及び第17条 加入者の義務違反による停止等の規定に該当し、本サービスの停止等を受けている場合等は除くものとします。

4. 加入者が標準提供ゆめのわネーム上限数を超えてゆめのわネーム等の提供を希望する場合、加入者が申込する必要があるものとします。また、加入者は、別途定めるゆめのわネーム月額料を当社に支払うものとします。

5. 本サービスの業務区域外に居住等する者又は業務区域内であっても何らかの理由により当社が本サービスの提供が出来ない施設等に居住等する場合等で標準提供ゆめのわネーム上限数のゆめのわネーム等が当社から提供されない者（以下「本サービス非提供者」といいます）が希望する場合、本サービス非提供者が申込し、当社が承諾する必要があるものとします。但し、契約非成立条件に該当する場合、承諾しないことがあるものとします。また、当該承諾がなされた場合（以下「ゆめのわのみ契約」といいます）において、本サービス非提供者は別途定めるゆめのわネーム月額料を当社に支払うことにより、当社からゆめのわネーム等の提供を受けることが出来るものとします。なお、同じ住所及び世帯等（以下「ゆめのわのみ契約世帯」といいます）で、ゆめのわのみ契約を複数契約することが出来るものとします。

6. 本サービスを休止した場合及び第17条 加入者の義務違反による停止等の規定に該当し、本サービスの停止等を受けた場合、当社は、ゆめのわネーム等の提供を停止又はゆめのわネーム等の削除を出来るものとします。なお、ゆめのわネーム等の提供を停止する場合、システムの都合上、1の加入契約又は1のゆめのわのみ契約世帯に紐づいているゆめのわネーム等が全て停止するものとします。

7. 本サービス非提供者のうち、物件所有者又は物件の管理者等（以下「物件管理者等」といいます）

が本サービスの月額基本料を当社に支払っている建物及び施設等に居住等している場合でかつ、所定の書類により物件管理者等が当該事由を証明する旨記載のうえ当社に提出し、当社が承諾した場合、当該本サービス非提供者に標準提供 ID 上限数を提供するものとします。

8. 1つのまちのわ ID 等を利用して同時に複数のスマートフォン等にログインすることは出来ないものとします。

9. まちのわの利用等にあたり、まちのわ利用規約等の個別の規約等（以下「個別規約等」といいます）と一体となって本約款の規定が適用されるものとします。特段の定めがない限り、個別規約等に定める利用条件が本約款に優先して適用されるものとします。

10. まちのわにはサービスの特性上、中断やエラーが生じる可能性があるものとします。まちのわで視聴及び閲覧等出来る動画等（以下「コンテンツ」といいます）のうち50%以上のコンテンツが視聴及び閲覧等が出来ない状態（以下「まちのわ停止状態」といいます）になった場合であり、かつ当社がまちのわ停止状態を認知した時刻から起算して48時間以上連続したときは、まちのわ ID 月額料を現に支払っている者に対し、損害を賠償するものとします。

11. 前項の場合において、当社がまちのわ停止状態を認知した時刻以降、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について日数を計算し、その日数に対応するまちのわ ID 月額料を損害とみなし、その金額に限り賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失によりまちのわ停止状態が発生した場合、前項の規定は適用しないものとします。

12. 当社からまちのわ ID 等の提供を受ける者（以下「まちのわ ID 等提供受領者」といいます）が、所定の方法によりまちのわ ID 等の発行を行うもの

が本サービスの月額基本料を当社に支払っている建物及び施設等に居住等している場合でかつ、所定の書類により物件管理者等が当該事由を証明する旨記載のうえ当社に提出し、当社が承諾した場合、当該本サービス非提供者に標準提供ゆめのわネーム上限数を提供するものとします。

8. 1つのゆめのわネーム等を利用して同時に複数のスマートフォン等にログインすることは出来ないものとします。

9. ゆめのわの利用等にあたり、ゆめのわ利用規約等の個別の規約等（以下「個別規約等」といいます）と一体となって本約款の規定が適用されるものとします。特段の定めがない限り、個別規約等に定める利用条件が本約款に優先して適用されるものとします。

10. ゆめのわにはサービスの特性上、中断やエラーが生じる可能性があるものとします。ゆめのわで視聴及び閲覧等出来る動画等（以下「コンテンツ」といいます）のうち50%以上のコンテンツが視聴及び閲覧等が出来ない状態（以下「ゆめのわ停止状態」といいます）になった場合であり、かつ当社がゆめのわ停止状態を認知した時刻から起算して48時間以上連続したときは、ゆめのわネーム月額料を現に支払っている者に対し、損害を賠償するものとします。

11. 前項の場合において、当社がゆめのわ停止状態を認知した時刻以降、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について日数を計算し、その日数に対応するゆめのわネーム月額料を損害とみなし、その金額に限り賠償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失によりゆめのわ停止状態が発生した場合、前項の規定は適用しないものとします。

12. 当社からゆめのわネーム等の提供を受ける者（以下「ゆめのわネーム等提供受領者」といいます）が、所定の方法によりゆめのわネーム等の発行を行

<p>とします。当該発行に必要な情報は当社からまちのわ ID 等提供受領者に所定の方法により通知するものとします。</p> <p>13. まちのわ ID 月額料は、加入者が月額基本料と合算にて所定の方法により当社に支払うものとします。</p>	<p>うものとします。当該発行に必要な情報は当社から<u>ゆめのわネーム</u>等提供受領者に所定の方法により通知するものとします。</p> <p>13. <u>ゆめのわネーム</u>月額料は、加入者が月額基本料と合算にて所定の方法により当社に支払うものとします。</p>
---	--